

旅券（パスポート）とは、外国政府に対し、所持人が日本国民であることを証明し、安全に旅行、滞在できるように保護、扶助を与えることを要請する公文書です。渡航及び、現地での活動に支障をきたさないように、公用旅券の作成に際し正確な表記の確認が必要となりますため、ご対応頂きますようお願いいたします。

☐初めて旅券を作成するため、旅券（パスポート）情報確認書を提出する。

☐有効な一般旅券を所持していないため、旅券（パスポート）情報確認書を提出する。
（過去に一般旅券を作成したことがあるが、有効期限が切れている場合。）

☐有効な一般旅券を所持しているが、記載事項（姓や本籍地）が最新のものではないため、旅券（パスポート）情報確認書を提出する。訓練入所までに必ず記載事項変更手続きを行い、更新後の一般旅券のコピーを提出する。

一般旅券記載の情報：姓名（ ）、本籍地（ ）

戸籍謄本記載の情報：姓名（ ）、本籍地（ ）

3. 公用旅券に記載するローマ字表記について、以下①②のどちらかを選択してください。
①□ヘボン式（基本のローマ字表記） ②□ヘボン式によらないローマ字表記

[illegible]

【ローマ字表記載上の留意事項】

・氏名のローマ字表記はヘボン式が基本です。ヘボン式によらないローマ字氏名表記でも、その氏名での生活実態があり、強く希望する場合は、旅券申請の際に諸手続きをする事で認められています。なお、今後、旅券作成時にローマ字表記の変更は認められません。

(例)	ヘボン式	ヘボン式によらない表記
大野	ONO	OONO/OHNO
佐藤	SATO	SATOU/SATOH
優子	YUKO	YUUKO
島田	SHIMADA	SIMADA

・ヘボン式によらないローマ字表記を希望する場合は、別紙を参考に誤りのないよう活字体で記入してください。

・旅券面への表記可能な字数は姓・名・スペース合わせて37字までです。記号（、・～など）や、数字（Ⅱ、Ⅲなど）等は記載できません。

・クレジットカードの表記と違う場合、本人確認ができず、海外でカードを使えない場合がありますので注意してください。

以上